

別紙２ 起きてはならない最悪の事態を回避するための対応方策

目標１ いかなる大規模自然災害が発生しようとも、人命の保護を最大限に確保する

最悪の事態 1-1 地震等による建築物の倒壊や火災による死傷者の発生

【想定】耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する

- ① 住宅の耐震化
 - ・住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止するため、住宅の耐震化推進に向けて、普及啓発や耐震診断、耐震改修に対する支援を実施する。
- ② 大規模建築物の耐震化
 - ・「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する建物の耐震化は一旦、完了したが、今後、新たな建築物が対象となった場合は、引き続き県と連携し耐震化を推進する。
- ③ 学校施設の耐震化
 - ・児童生徒の安全を確保するため、学校施設の大規模改造や長寿命化改良などの老朽化対策のほか、照明器具などの非構造部材を含めた耐震対策を推進する。
- ④ 社会福祉施設等の耐震化
 - ・未耐震施設の状況や施設設置者等の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を推進する。

【想定】建築物等の倒壊により被害が拡大する

- ⑤ 空き家対策
 - ・所有者による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止するため、近隣住民等から通報があった場合や、調査結果データを基に、その所有者等に指導などをしていくほか、災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業を推進し、老朽危険住宅除却費補助金の活用により、解体に対する支援を実施する。
- ⑥ 老朽化したブロック塀対策
 - ・地震によるブロック塀の倒壊を未然に防ぐために、市内のブロック塀等に対する耐震診断、耐震改修、除去及び建替え費用の一部を所有者へ補助することにより、災害時の児童及び生徒や避難者の安全確保の促進を図る。
- ⑦ がけ地近接等危険住宅対策
 - ・がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の保護のため、危険住宅の移転費用について補助することにより、危険住宅の移転の促進を図る。

【想定】火災の発生に気づかない、逃げ遅れる

- ⑧ 住宅用火災警報器の設置
 - ・火災からの逃げ遅れによる死者等の増加を防ぐため、住宅用火災警報器の設置に向

けた普及啓発を図るとともに、住宅用火災警報器の効果を維持するため、点検と取り換えについての周知を推進する。

・地震等による停電に伴い、電気機器が復旧した際に発生する「通電火災」について、市民への周知を図り、感震ブレーカーの設置や地震等で停電した際にはブレーカーを遮断しておくこと、電源コードをコンセントから抜くこと等の火災予防対策の普及に取り組む。

【重要業績評価指標（現状値と目標値）】

- ① 住宅の耐震化率 79.1% (R5) ⇒81.7% (R9)
- ② 大規模建築物の耐震化率 100% (R1 完了)
- ③ 学校施設の耐震化率 100% (H30 完了)
- ③ 校舎の非構造部材（照明器具）耐震化 29.6% (8校/27校) (R6) ⇒70.4% (19校/27校) (R9)
- ⑤ 老朽危険住宅除却費補助件数 4件 (R5) ⇒継続して補助
- ⑥ ブロック塀等安全確保事業費補助件数 9件 (R5) ⇒継続して補助
- ⑦ がけ地近接等危険住宅移転補助件数 (R7 新設) ⇒継続して補助
- ⑧ 住宅用火災警報器の設置率 93.1% (R5) ⇒95.0% (R9)

【対応する事業】

- ① 木造住宅耐震化推進事業
- ③ 小学校施設維持事業 ※詳細 別表事業一覧のとおり
- ③ 中学校施設維持事業 ※詳細 別表事業一覧のとおり
- ③ スポーツ施設環境整備事業 ※詳細 別表事業一覧のとおり
- ④ 高齢者福祉サービス基盤整備事業
- ④ 障がい者等相談支援事業
- ④ 保育施設環境整備支援事業
- ⑤ 空家等対策事業
- ⑥⑦ 建築物耐震対策促進事業
- ⑧ 火災予防充実強化事業

最悪の事態 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地の浸水による死傷者の発生

【想定】河川堤防など構造物が損傷する

- ① 河川改修等の治水対策
 - ・近年発生している集中豪雨による大規模水害を防ぐために、河川排水路の整備や河道掘削等の治水対策を推進するとともに、過去に洪水被害のあった箇所から優先的に対策を実施する。
 - ・国や県へ堤防整備や河道掘削等の要望活動を実施する。
- ② 河川関連施設の老朽化対策

- ・河川関連施設について、国や県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する。

【想定】浸水地域に要救助者が取り残される

③ 洪水ハザードマップの作成

・北上川、猿ヶ石川及び稗貫川については水防法に基づき想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成・配布済みであり、引き続き想定される被害の範囲や規模、避難所等について継続的に周知していく。

・県が管理するその他の河川については、R5 年度から R7 年度にかけて県が指定する浸水想定区域を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成し配布する。

④ 避難情報の判断基準等の策定

・国のガイドラインを踏まえ、警戒レベル 3「高齢者等避難」、警戒レベル 4「避難指示」、警戒レベル 5「緊急安全確保」の発令基準を含む、住民の避難を確実にするための手順を定める「タイムラインに基づく災害警戒本部マニュアル」を策定済みであるが、実態に合わせて必要の都度見直しを行う。

⑤ 排水ポンプ場の機能維持

・北上川が増水し籠堰都市下水路が北上川に排水できなくなることによる内水浸水を防ぐために、高田排水ポンプ場の機能を維持していく必要があることから、適切に維持管理し計画的に長寿命化対策を進める。

【重要業績評価指標（現状値と目標値）】

- ① 河川改修率 56.2% (R5) ⇒76.6% (R9)
- ③ 洪水ハザードマップの作成 北上川・猿ヶ石川 (H29 作成、H30 配布済)
稗貫川 (R3 作成、R4 配布済)
- ④ タイムラインに基づく災害警戒本部マニュアルの策定 (R1 策定済) ⇒随時見直し

【対応する事業】

- ① 河川排水路改修事業 ※詳細 別表事業一覧のとおり
- ① 河川排水路維持事業
- ③④ 避難対策事業
- ⑤ 公共下水道長寿命化対策事業 ※詳細 別表事業一覧のとおり

最悪の事態 1-3 土砂災害等による多数の死傷者の発生

【想定】市民が崖崩れ等に巻き込まれる

① 土砂災害対策施設の整備

・土石流や崖崩れから人命、財産を保全するため、県に対し、土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等への土砂災害対策施設整備の要望活動を実施する。

② 土砂災害対策施設の老朽化対策 ・土砂災害施設について、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する。 ③ 土砂災害警戒区域等の指定 ・改正土砂災害防止法に基づく新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所について、R6 年度から R10 年度にかけて県が土砂災害警戒区域等の指定を予定していることから、避難警戒体制を整備、促進する。 ④ 土砂災害ハザードマップの作成 ・改正土砂災害防止法に基づく新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所について、R6 年度から R10 年度にかけて県が土砂災害警戒区域等の指定を予定していることから、土砂災害ハザードマップを作成・配布し、想定される被害の範囲や規模、避難所等について周知する。 ⑤ 避難情報の判断基準等の策定 ・国のガイドラインを踏まえ、警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」、レベル5「緊急安全確保」の発令基準を含む、住民の避難を確実にするための手順を定める「タイムラインに基づく災害警戒本部マニュアル」を策定済みであるが、実態に合せて必要の都度見直しを行う。
【重要業績評価指標（現状値と目標値）】 ③ 土砂災害ハザードマップの作成（R2 作成・配布済）⇒随時更新・配布 ④ タイムラインに基づく災害警戒本部マニュアルの策定（R1 策定済）⇒随時見直し 【対応する事業】 ③④⑤ 避難対策事業
最悪の事態 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
【想定】道路が雪で交通不能になる ① 道路除雪等による冬期の交通確保 ・除雪計画に基づき、冬期の円滑な交通確保に取り組むとともに、計画的に除雪機械の更新等を進め、除雪体制の強化を推進する。 ・防雪柵整備や融雪設備等の修繕を推進する。 【想定】除雪や雪下ろしに伴う事故が発生する ② 除雪や雪下ろしに伴う事故の防止 ・除雪や雪下ろし、除雪や雪下ろしの際の安全対策について普及啓発を図る。
【重要業績評価指標（現状値と目標値）】 ① 除雪計画の見直し 毎年実施 ⇒継続 【対応する事業】 ① 生活道路維持事業（除雪、融雪設備修繕）

① 生活道路整備事業（防雪柵整備）

最悪の事態 1-5 情報伝達の 不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【想定】関係機関の情報が途絶する

① 関係行政機関等による情報共有体制の強化

- ・市、消防、警察、気象台など関係機関との防災訓練や情報システムの配信試験等を通じ、情報収集、共有体制の維持強化を図る。
- ・県（県災害対策本部）及び県内消防機関並びに緊急消防援助隊の情報通信手段として整備した防災行政情報通信ネットワークと消防救急デジタル無線を接続した情報伝達体制の強化を引き続き図る。

② 県災害情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化

- ・県（県災害対策本部）と市、防災関係機関との情報通信手段として整備した「岩手県災害情報システム」（平成 28 年運用開始）による情報伝達体制の強化を引き続き図る。
- ・岩手県災害情報システムから Lアラートに接続し、非常時における多様な情報伝達手段の一つとして、メディアへの情報配信機能や緊急速報メールの配信機能を積極的に活用し、情報伝達体制の強化を引き続き図る。
- ・岩手県災害情報システムが利用するインターネット系ネットワークの可用性を確保する。

【想定】市民へ情報伝達ができない

③ 緊急速報メール、SNS 等による情報伝達手段の整備

- ・住民への情報伝達手段として、緊急速報メール、ホームページや SNS、エフエムワゴン、防災行政無線、有線放送、広報車による広報など多様化を進めており、今後も複数の伝達手段を整備し、迅速かつ効果的な情報提供を行う。

④ Jアラート、地上デジタルテレビ放送による情報伝達

- ・「全国瞬時警報システム」（Jアラート）の確実な運用のため、国との定期的な運用試験等により確実な受信体制の強化を図る。
- ・災害時等の非常時に地上デジタルテレビ放送からの情報を得るために継続的な受信環境の確保が必要であることから、テレビ難視聴地域におけるテレビ共同受信施設組合が行う施設更新等に対する支援について検討する。

⑤ 避難情報の判断基準等の策定

- ・避難情報の判断基準等の策定（再掲 1-3⑤）

【想定】避難の遅れにより死傷者が発生する

⑥ 自主防災活動の充実・強化

- ・自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組

組織の結成を働きかける。

- ・地域の防災力を向上させるため、防災活動等に関し専門的な見地から指導及び助言を行う自主防災アドバイザーを積極的に活用する。

- ・各自主防災組織に1人の防災士を置くため、防災活動の中心となりうる防災士の資格取得に向けて、自主防災組織が推薦する市民の資格取得費用を助成し、防災士を育成する。

⑦ 地域の防災・避難訓練の実施

- ・地域防災力の強化を図るため、自主防災組織、地域住民、消防団等と連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等が、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の運営等の訓練を実施するよう働きかける。

⑧ 防災講話の充実

- ・自発的な防災活動及び地域防災力の強化を図るため、今後も町内会や自主防災組織に市職員を派遣し、防災に関する普及啓発を図る。

⑨ 学校における防災教育の充実

- ・児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命、身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育の充実を図る。

⑩ 多様な主体が参画する防災訓練の実施

- ・災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、市、自主防災組織・地域住民、医師会・歯科医師会・薬剤師会、消防団、関係機関がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を毎年実施する。

【重要業績評価指標（現状値と目標値）】

⑤ タイムラインに基づく災害警戒本部マニュアルの策定（R1 策定済）

⇒随時見直し（再掲 1-3⑤）

⑥ 自主防災組織の結成割合 98.3%（R6） ⇒100%（R9）

⑦ 防災訓練を実施した自主防災組織数 118 組織（R5） ⇒176 組織（R9）

⑧ 防災講話の実施回数 30 回（R5） ⇒35 回（R9）

⑨ 防災訓練等を実施する学校の割合 100%（R1） ⇒継続実施

【対応する事業】

② 消防拠点施設等整備事業

④ テレビ難視聴対策事業

⑤ 避難対策事業

⑥⑦⑧⑩ 自主防災組織支援事業

目標 2 　いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【想定】備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する

① 備蓄物資の整備

- ・災害用物資備蓄指針を策定し、発災から3日間の避難生活に最低限必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資を対象として備蓄に努めることとしている。
- ・生活必需品についてはR7年度からR9年度にかけて計画数量を充足する予定であり、賞味期限のある食料、飲料水については引き続き計画的な更新を行っていく。
- ・備蓄の品目や数量について、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦や子育て家庭のニーズに配慮し整備を行う。

② 民間事業者との物資調達協定の締結

- ・災害時に不足する食料や生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結を行う。

【想定】救援物資が届かない

③ 自助による備蓄の促進

- ・水、食料等の備蓄について、市民や自主防災組織等に対し、広報紙や防災講話等を通じて最低3日分、できれば1週間分の備蓄に向けた普及啓発を図る。

④ 指定緊急避難場所・指定避難所への備蓄の促進

- ・災害発生時の被災者への迅速、確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ指定緊急避難場所・指定避難所への備蓄及び計画的な更新を行う。

⑤ 物流事業者との物資輸送協定の締結

- ・岩手県トラック協会花巻支部と「災害時における物資輸送協力に関する協定」を締結しており、災害時の物資輸送を円滑に行うため協力を要請することとしている。災害時に協定に基づく活動が円滑に行われるよう、連携体制の強化を図る。

【重要業績評価指標（現状値と目標値）】

- ① 備蓄計画の見直し 実施済（R6） ⇒随時見直し
- ② 民間事業者から物資を調達できる協定の締結 14件（H30） ⇒随時拡充
- ③ 水や食料、備品等を備蓄している市民の割合 38.4%（R5） ⇒50.0%（R9）
- ④ 物資を備蓄している指定緊急避難場所数 37カ所（R3完了）
- ⑤ 物流事業者との物資輸送協定の締結 締結済（H28）

【対応する事業】

- ①②③④⑤ 災害用物資備蓄事業

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
【想定】孤立地区の被害状況を把握できない ① 孤立するおそれのある地区の現状把握 ・災害による孤立想定地区、土砂災害や雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等を常に把握する。 ・孤立集落を管轄する消防団の無線通信設備を維持するとともに、無線通信訓練を実施するなど、団員の操作技術の習得に努める。 ② 通信手段の確保 ・通信の途絶が想定される地域との通信を想定し、市役所本館及び 3 総合支所並びに消防指令センター、消防車両等に衛星携帯電話を配備している。また、消防車両には無線電話通信網のデータ通信機能を活用した I P 無線電話を配置している。 【想定】孤立状態が解消できない ③ 孤立を予防する対策 ・河川改修等の治水対策（再掲 1-2①） ・土砂災害対策施設の整備（再掲 1-3①） ・道路施設の老朽化対策（再掲 5-4②） ・道路の防災対策（再掲 5-4③）
【重要業績評価指標（現状値と目標値）】 ② 衛星携帯電話の配備数 本庁・3 総合支所に計 4 台、消防指令センター・消防車両に計 7 台（H26 完了） ② I P 無線電話の配備数 消防指令センター・消防車両に計 32 台（H26 完了） 【対応する事業】 ①② 避難対策事業 ② 消防拠点施設等整備事業
最悪の事態 2-3 消防等の被災・エネルギー途絶による救助・救急活動の絶対的不足
【想定】消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する ① 消防施設等の計画的な整備 ・老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備を進めるため「消防施設整備計画」を策定する。また、大規模災害発生時にも消防機能を維持するため、消防庁舎の代替となる建物の指定など、B C P（消防業務継続計画）の随時見直しや、花巻市消防計画の受援計画編の随時見直しなどの対策を促進する。 ② 消防施設における燃料の確保 ・岩手県石油商業協同組合花巻支部と「災害時における応急対策用燃料の供給等に関する協定」により、災害時の救援活動や災害復旧業務等に必要な石油類燃料等の供給等

を要請する。

【想定】応急活動を行う人員が不足する

③ 消防団への加入促進

・消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、団員の教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図る。また、機能別消防団員数の維持や、消防団協力事業所及び消防団応援の店の認定を継続して促進する。

④ 消防団員の技術力の向上

・消防団員の知識、技術の習得や資質向上を図るため、幹部研修を実施する。
・県消防学校での消防団員を対象とした教育訓練の受講を推進する。

⑤ 緊急消防援助隊の受援計画の見直し

・緊急消防援助隊による全国の消防機関相互の援助体制が構築されているため、車両更新計画に基づき車両を更新し、出動に備えるとともに、応援隊のスムーズな受け入れ態勢を構築するため、受援計画の見直しを図る。

【重要業績評価指標（現状値と目標値）】

① B C P（消防業務継続計画）の策定（R5 策定）⇒随時見直し

①⑤ 花巻市消防計画（受援計画編）の見直し⇒随時見直し

③ 消防団員数の定数充足率 87.0%（R5）⇒87.6%（R9）

③ 消防団協力事業所数 22 事業所（R5）⇒22 事業所（R9）

③ 消防団応援の店事業所数 129 事業所（R5）⇒130 事業所（R9）

⑤ 耐用年数内の消防車両の割合 100.0%（R5 完了）

【対応する事業】

①②⑤ 消防拠点施設等整備事業

③④ 消防団員育成強化事業

③④ 消防団施設等整備事業

最悪の事態 2-4 被災等に伴う避難所等の不足

【想定】被災者が避難所等の場所を把握していない

① 指定緊急避難場所、指定避難所の指定等

・「指定緊急避難場所」と「指定避難所」は指定済みであり、施設名称、位置等については、広報やホームページ、ハザードマップ、防災講話等で継続的に周知を図る。
・各種ハザードマップを常時インターネット上から閲覧することができるポータルサイト（公開型GIS）を整備し、最新のデータに更新を行いながら運用していく。

② 福祉避難所の指定

・要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の指定を拡充する。

【想定】避難所等が被災して使用できない

- ③ 指定緊急避難場所・指定避難所の機能確保・強化
- ・指定緊急避難場所・指定避難所が常に使用できるよう施設の老朽化対策等を進める。
 - ・自家発電機の設置など、最低限必要な避難所機能を整備する。
 - ・指定緊急避難場所・指定避難所に指定している施設のトイレについて、洋式化を進めるとともに、多目的トイレの設置を推進する。

【想定】避難所等での良好な生活環境を確保できない

- ④ 指定緊急避難場所・指定避難所における生活環境の整備
- ・「避難所開設・運営マニュアル」を随時見直し、スムーズな避難者の受け入れと避難所における良好な生活環境の確保に取り組む。
 - ・「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（内閣府）に基づき、バリアフリー化、暑さ寒さ対策、避難支援室用のスペース、男女別トイレ等の確保、トイレカーの導入、食物アレルギー対応など要配慮者が求める支援情報の把握等に取り組む。
 - ・保健所等と連携し、災害時に起こりやすい健康課題に対する健康教育を行うとともに、こころのケアなどの支援体制づくりを推進する。

【想定】指定避難所等以外の避難者を把握できない

- ⑤ 指定避難所等以外の場所に滞在する被災者への支援
- ・車中泊やテント泊など、指定された避難所等以外の場所に滞在する被災者対策として、ハザードマップや広報等によりエコノミークラス症候群の予防法等の情報提供を行う。
- ⑥ 避難場所機能の確保
- ・自主避難場所としての利用が可能となるよう、公園施設や道の駅施設の定期点検を実施するとともに、施設整備や維持管理等を計画的に実施する。

【重要業績評価指標（現状値と目標値）】

- ① 指定緊急避難場所 41 カ所（R5 指定済）
- ① 指定避難所 87 カ所（R5 指定済）
- ② 福祉避難所の指定数 16 カ所（R1） ⇒随時拡充
- ⑤ 避難所開設・運営マニュアルの見直し ⇒随時見直し
- ⑥ 公園等施設長寿命化計画（R2 策定済） ⇒R6 見直し

【対応する事業】

- ①②③④ 避難対策事業
- ③④小学校施設維持事業、中学校施設維持事業 ※詳細 別表事業一覧のとおり

⑥ 道の駅整備事業 ⑥ 道の駅施設再編事業 ⑥ 公園整備事業
最悪の事態 2-5 被災地における感染症等の大規模発生
【想定】避難所で感染症が集団発生する ① 平時からの感染症予防対策の強化 ・予防接種法に基づく予防接種を促進し、平時から感染症予防の普及啓発を図る。 ② 健康危機管理能力の向上 ・避難所等における感染症発症のリスクおよび対処方法等について知識を養い、迅速に対応ができるよう研修会や防災訓練等に参加し能力の向上を図る。
【重要業績評価指標（現状値と目標値）】 ① 麻しん、風しんの混合Ⅱ期接種率 92.8%（R5）⇒98%（R9） 【対応する事業】 ①② 感染症予防対策事業

目標 3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を確保する

最悪の事態 3-1 行政機関の職員・施設等被災による行政機能の大幅な低下

【想定】業務が継続できない

- ① 市の業務継続体制の強化
 - ・「花巻市業務継続計画（BCP）」を策定済みであるが、さらなる職員への周知とともに、継続的に見直しを図る。
- ② 執務環境の整備
 - ・書類の落下等による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理、整とんを心掛け、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保を行う。

【想定】市庁舎等が損壊する

- ③ 市庁舎の耐震性の強化
 - ・旧耐震基準の本庁舎本館は耐震化済みであり、本庁舎新館、3 総合支所の庁舎についても耐震基準を満たしている。分室については、令和 7 年度において耐震改修を行う。

【想定】市庁舎等が停電する

- ④ 停電時の行政機能の確保
 - ・非常時に自家発電装置が正常に稼働するよう、定期点検及び更新を行う。

【重要業績評価指標（現状値と目標値）】

- ① B C P（業務継続計画）の策定 策定済（H30） ⇒随時見直し

目標 4 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域の経済活動を機能不全に陥
 させない

最悪の事態 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
【想定】市内の企業活動が停止する ① 企業等における業務継続体制の強化 ・市内企業等のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。
最悪の事態 4-2 農業の停滞
【想定】農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する ① 農林業生産施設の耐震化 ・農業協同組合等と連携し、集荷施設や荷捌所など、生産施設の耐震化を推進する。 ・土地改良事業を、計画に基づき進めていく。
【重要業績評価指標（現状値と目標値）】 ① 水田整備率 68.9%（R5） ⇒69.6%（R9） 【対応する事業】 ① 生産施設等整備事業 ① 土地改良事業

目標5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期復旧を図る

最悪の事態 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

【想定】大規模かつ長期にわたり停電する

① 電力施設・設備の強化

・東北電力ネットワーク株式会社花北電力センターと「災害時における電力設備の復旧に関する協定」を締結しており、災害が発生した場合において、被害状況を総合的に判断したうえで優先順位を見極めながら医療機関、災害対策の中核となる官公署、避難所等への電力復旧を可能な限り優先して行うとともに、リエゾンの派遣等を要請することとしている。

【想定】石油類燃料が確保できない

② 石油類燃料の確保

・岩手県石油商業協同組合花巻支部と「災害時における応急対策用燃料の供給等に関する協定」を締結しており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策用燃料及び応急対策用資機材の調達及び供給並びに応急対策要員の確保について協力を要請することとしている。

【想定】長期にわたりガスの供給機能が停止する

③ ガス供給施設・設備の強化

・社団法人岩手県高圧ガス保安協会花巻支部と「災害時におけるプロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定」を締結しており、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、プロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員の確保について協力を要請することとしている。

最悪の事態 5-2 上水道等の長時間にわたる供給停止

【想定】上水道機能が停止する

① 水道施設の耐震化

・岩手中部水道企業団は、水道ビジョンに基づき、今後、計画的に耐震化を推進することとしており、市も支援を行う。

② 水道施設の老朽化対策

・岩手中部水道企業団は、水道ビジョンに基づき、今後、計画的に老朽化対策を推進することとしており、市も支援を行う。

③ 水道における業務継続体制の強化

・岩手中部水道企業団は危機管理マニュアルに基づき事故や災害時等の対応を行う。

【想定】消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される

④ 消火栓の老朽化対策

- ・消火栓の維持管理を計画的に進める。
- ・既存防火水槽の調査及び維持管理を計画的に行うとともに、水利不足地域への防火水槽整備を進める。

【重要業績評価指標（現状値と目標値）】

④ 消防水利の充足率 68.1%（R5） ⇒69.9%（R9）

【対応する事業】

④ 消防水利維持管理整備事業

最悪の事態 5-3 污水处理施設の長時間にわたる機能停止

【想定】下水道機能が停止する

① 下水道施設の耐震化

- ・処理場などの急所施設や、緊急指定避難場所等の重要施設に接続する管路を中心に施設の耐震化をさらに進める。

② 下水道施設の老朽化対策

- ・下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に各施設の長寿命化対策を進める。

③ 下水道における業務継続体制の強化

- ・下水道BCP（業務継続計画）は策定済みであり、今後、計画の実効性をさらに高める。

【想定】農業集落排水施設の機能が停止する

④ 農業集落排水施設の老朽化対策

- ・農業集落排水最適整備構想に基づき、計画的に各施設の長寿命化対策を進める。

【想定】浄化槽の機能が停止する

⑤ 浄化槽の維持管理の適正化

- ・市設置浄化槽の適正な維持管理を行う。
- ・個人設置浄化槽の維持管理の適正化をさらに進めるために、改善指導を徹底する。

【想定】し尿処理施設機能が停止する

⑥ し尿処理等の協力体制の構築

- ・災害発生時におけるし尿等の収集運搬及び処理を円滑に行うため、「花巻市災害廃棄物処理マニュアル」を策定済み。関係機関・事業者等との情報交換、連絡体制の確立など連携を強化する。

【重要業績評価指標（現状値と目標値）】 ① 花巻市上下水道耐震化計画の策定 策定済（R7） ② 下水道ストックマネジメント計画の策定 策定済（H29） ③ 下水道BCP（業務継続計画）の策定 策定済（H28） ④ 農業集落排水最適整備構想の策定 策定済（H24） ⑤ 花巻市循環型社会形成推進地域計画の策定 策定済（R3） ⑥ 花巻市災害廃棄物処理マニュアルの策定 策定済（R4） 【対応する事業】 ① 下水道耐震化事業 ※詳細 別表事業一覧のとおり ② 公共下水道長寿命化対策事業 ※詳細 別表事業一覧のとおり ④ 農業集落排水施設機能強化事業 ※詳細 別表事業一覧のとおり ⑤ 浄化槽維持管理適正化事業 ※詳細 別表事業一覧のとおり
最悪の事態 5-4 市外との基幹交通及び地域ネットワークの機能停止
【想定】道路網が寸断される ① 幹線道路等の整備 ・災害時の交通ネットワーク確保のため、国道及び県道の整備について要望するとともに、市道の計画的な整備を推進する。 ② 道路施設の老朽化対策 ・定期点検を実施し、橋梁や舗装等の長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を実施する。 ③ 道路の防災対策 ・法面点検を実施し、落石、土砂崩落等の道路法面对策などを進めるとともに、計画的な維持修繕を推進する。
【重要業績評価指標（現状値と目標値）】 ① 市道改良率 57.3%（R5） ⇒57.7%（R9） ②③ 長寿命化修繕計画の策定 策定済（R1） 【対応する事業】 ① 生活道路整備事業 ※詳細 別表事業一覧のとおり ① 交通安全環境整備事業 ※詳細 別表事業一覧のとおり ②③ 生活道路維持事業 ② 橋梁維持事業
最悪の事態 5-5 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
【想定】長期にわたり電話、携帯電話の情報伝達機能が停止する ① 電話施設・設備の強化

・指定緊急避難場所及び指定避難所における連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話（特設公衆電話）の配備を進める。

② 情報通信利用環境の整備

・施設管理上支障のない全ての指定緊急避難場所及び指定避難所において、公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境の整備を進める。

【重要業績評価指標（現状値と目標値）】

① 災害時用公衆電話の設置数 86 カ所 126 回線（R2 完了）

② 公衆無線 LAN（Wi-Fi）設置施設数 52 施設（R5） ⇒随時拡充

目標 6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
【想定】ため池が決壊、または機能不全に陥る ① ため池ハザードマップの整備 ・国の農業水路等長寿命化・防災減災事業の緊急対策により、ハザードマップの作成について推進する。 ② 防災重点ため池の整備・廃止 ・国の農業水路等長寿命化・防災減災事業などを活用し、計画的な維持補修及び廃止を推進する。 【想定】ダムが決壊、または機能不全に陥る ③ ダム管理者との連絡体制の強化 ・迅速な避難のため、ダムの災害時の放流状況等について、引き続きダム管理者との連絡体制を整備し、連絡体制を強化する。 【想定】河川・土砂災害対策施設が損壊、または機能不全に陥る ④ 河川・土砂災害対策関連施設の老朽化対策 ・河川関連施設の老朽化対策（再掲 1-2②） ・土砂災害対策施設の老朽化対策（再掲 5-4②）
【重要業績評価指標（現状値と目標値）】 ① ため池ハザードマップの作成 防災重点ため池 57 カ所中 42 カ所作成済（R6） ⇒随時拡大 【対応する事業】 ①② 土地改良事業（再掲 4-2①）※詳細 別表事業一覧のとおり
最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
【想定】農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する ① 治山対策 ・荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備・促進を受け、山地災害危険地区を周知する。 ② 農業・農村の多面的機能の確保 ・農業、農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動を支援する。 ③ 農業水利施設の保全管理 ・基幹的農業水利施設の管理者と連携して、必要な維持改修を推進する。 ④ 森林整備

・土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成のため、森林経営計画に基づき、計画的な間伐等の整備を推進する。

【重要業績評価指標（現状値と目標値）】

①④ 再造林率（針葉樹）23.3%（R4） ⇒27.0%（R9）

【対応する事業】

①④ 森林整備事業

② 農村環境保全事業

③ 土地改良事業 （再掲 4-2①）

目標 7 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済を迅速に再建・回復する

最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
【想定】災害廃棄物処理が滞る ① 災害廃棄物処理等の協力体制の構築 ・災害発生時における災害廃棄物処理を円滑に行うため、関係機関、民間事業者団体等と締結している協定について、随時必要な見直しを行う。 ・災害発生時に廃棄物処理を速やかに行うため、「花巻市災害廃棄物処理マニュアル」を策定済み。関係機関・事業者等との情報交換、連絡体制の確立など連携を強化する。 ② 災害廃棄物の処理体制の整備 ・地域防災計画及び一般廃棄物処理基本計画に基づき、災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築するため、「花巻市災害廃棄物処理マニュアル」を策定済み。
【重要業績評価指標（現状値と目標値）】 ② 花巻市災害廃棄物処理マニュアルの策定 策定済（R4）
最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
【想定】災害時に建設事業者等の協力が得られない ① 災害対応に不可欠な建設関係団体等との連携 ・「災害時における公共土木施設等の応急対策業務に関する協定」を締結している一般社団法人岩手県建設業協会花巻支部との連携を強化するとともに、関係機関・団体と定期的に連絡会議を開催し、情報交換を行うなど、連絡体制を確立する。 【想定】ボランティアの受け入れが円滑に進まない ② 災害ボランティアセンターの設置・運営 ・災害ボランティアセンターの設置主体となる市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに外国人に通訳を行うボランティアの登録や通訳機器の配備を推進する。 ③ 災害ボランティアコーディネーターの養成 ・災害ボランティアセンターの設置主体となる市社会福祉協議会職員の「災害ボランティアコーディネーター」養成研修の受講を推進する。
最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
【想定】災害時に地域コミュニティ機能が減退する ① 地域コミュニティへの支援 ・地域課題の解決や地域コミュニティ活動を維持するため、コミュニティ会議への地域づくり交付金の交付や中間支援組織などによるサポートによって引き続き支援していく。

② 自主防災活動の充実・強化 ・ 自主防災活動の充実・強化（再掲 1-5⑥）
【重要業績評価指標（現状値と目標値）】 ① 地域の課題解決のために事業化した割合 85.0%（R6）⇒85.0%（R9） ② 自主防災組織の結成割合 98.3%（R6）⇒100%（R9）（再掲 1-5⑥） 【対応する事業】 ① 地域づくり活動推進事業 ② 自主防災組織支援事業（再掲 1-5⑥）